「調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令　和　８　年　８　月　１７　日
厚生労働省健康・生活衛生局健康課

今般制定された、「調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令」（令和８年厚生労働省令第 129 号）は、公益社団法人調理技術技能センターの主たる事務所の所在地及び公益社団法人全日本司厨士協会の名称の変更に伴う意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を内容とするものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）
第三十九条 命令等制定期間は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４ 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。